

## **8 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例**

### **目次**

**第1章総則(第1条ー第3条)**

**第2章山形県いじめ問題対策連絡協議会(第4条ー第9条)**

**第3章山形県いじめ問題審議会(第10条ー第17条)**

**第4章山形県いじめ重大事態再調査委員会(第18条ー第26条)**

**附則**

### **第1章 総則**

#### **(目的)**

**第1条** この条例は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条、第14条第1項及び第3項、第30条第2項並びに第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針の策定並びに山形県いじめ問題対策連絡協議会、山形県いじめ問題審議会及び山形県いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### **(定義)**

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

#### **(山形県いじめ防止基本方針)**

**第3条** 県は、法第12条の規定に基づき、山形県いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

### **第2章 山形県いじめ問題対策連絡協議会**

#### **(設置)**

**第4条** 法第14条第1項の規定に基づき、山形県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

#### **(組織)**

**第5条** 連絡協議会は、会長1人及び委員30人以内で組織する。

#### **(会長)**

**第6条** 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### **(委員)**

**第7条** 委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(招集)

**第8条** 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮つて定める。

### 第3章 山形県いじめ問題審議会

(設置)

**第10条** 法第14条第3項の規定に基づき、山形県いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第11条** 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 県立の学校の設置者が調査を行う場合における重大事態に係る事実関係に関すること。

(組織)

**第12条** 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

**第13条** 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

**第14条** 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第15条** 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

**第16条** 審議会の会議及び調査の手続（県立の学校の設置者が行う重大事態に係る事実関係に関する調査に係る会議及び調査の手続に限る。）は、公開しない。

(委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

### 第4章 山形県いじめ重大事態再調査委員会

(設置)

**第18条** 法第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、山形県いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第19条** 再調査委員会は、知事が重大事態に係る事実関係に関する調査の結果についての調査を行うに当たり必要な調査を行う。

(組織)

**第20条** 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 再調査委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

**第21条** 委員及び臨時委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査を終了するまでとする。

(委員長)

**第22条** 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第23条** 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 再調査委員会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議及び調査の手続の非公開)

**第24条** 再調査委員会の会議及び調査の手続は、公開しない。

(庶務)

**第25条** 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

**第26条** この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。